

東静岡周辺地区の整備に関する有識者会議の設置について

(企画広報部企画課)

1 目的

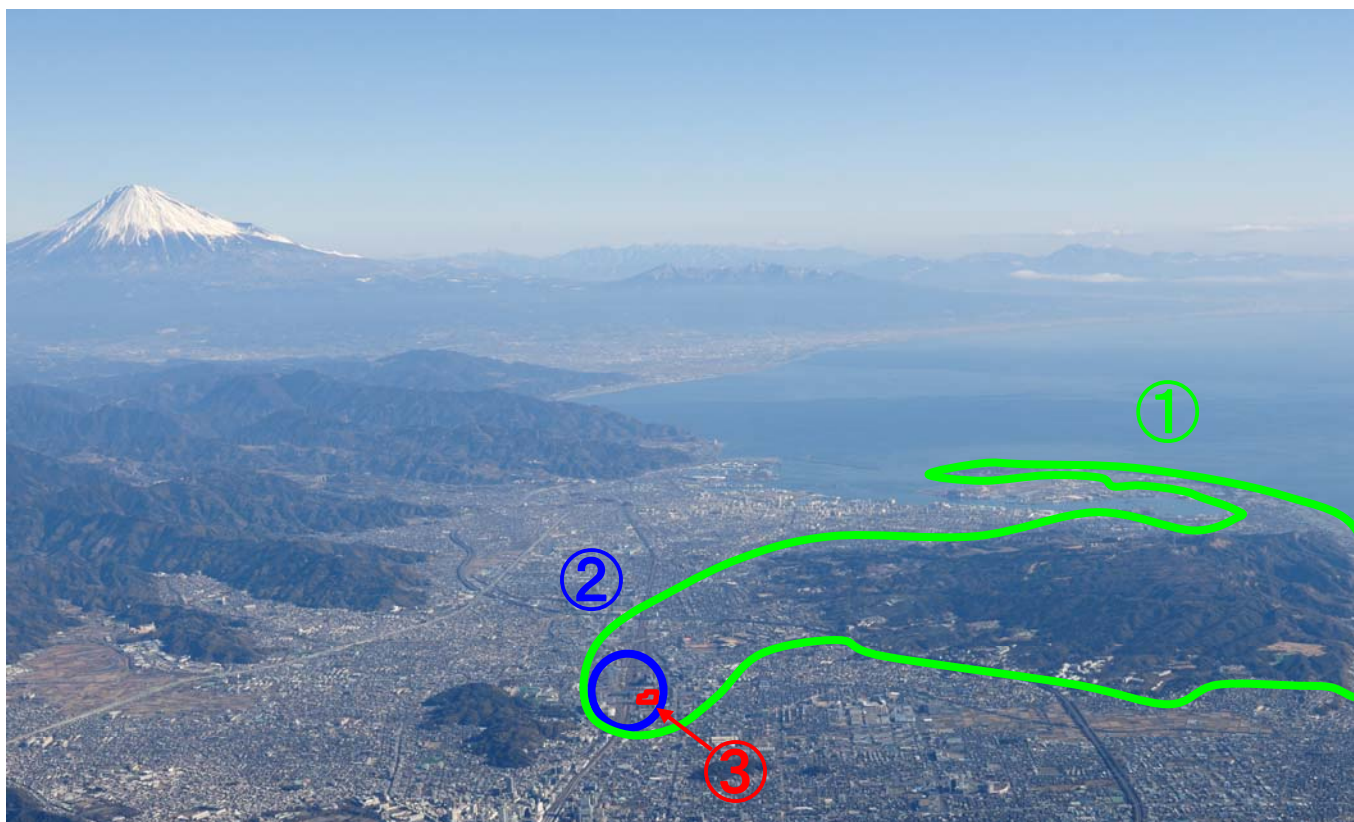
- ・本県を代表する「学術、文化・芸術、スポーツ」の集積エリアである東静岡駅周辺から名勝日本平、さらには三保松原に広がる地域の「場の力」の最大化を図り、その玄関口となる東静岡地区への「文化力の拠点」の形成に向けた検討を行うため、有識者会議を設置する。

2 協議事項

有識者会議では、下記事項をについて協議・検討を行い、本県の「文化力の拠点」の基本構想を策定する。

- ①「学術、文化・芸術、スポーツ」施設の集積エリアである東静岡から名勝日本平、さらには三保松原に広がる地域の「場の力」の最大化に向けた地域づくりのあり方
- ②東静岡駅周辺の「文化とスポーツの殿堂」にふさわしいたたずまいを生み出すまちの機能や、統一感あるデザイン、景観などまちづくりのあり方
- ③東静岡駅南口県有地に整備を見込む「文化力の拠点」のコンセプトや導入すべき機能等

<協議・検討事項の対象エリアイメージ>



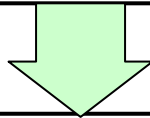
3 今年度のスケジュール

●第1回有識者会議：平成26年9月8日開催

東静岡から名勝日本平、さらには三保松原に広がる地域の「場の力」の最大化に向けた地域づくりのあり方

<協議・検討事項>

- ① 地域内の連携や一体性の強化
- ② 当地域の魅力を高める方策 など



●第2回有識者会議：平成26年12月頃開催

本県の玄関口にふさわしいたたずまいを持つ東静岡駅周辺のまちづくりのあり方

<協議・検討事項>

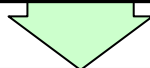
- ① 東静岡駅南北の一体的なまちづくりのために必要な機能
- ② 統一感あるデザイン、景観などのまちづくりのあり方

東静岡駅南口県有地に整備を見込む「文化力の拠点」に導入すべき機能

<協議・検討事項>

- ① 「文化力の拠点」の基本コンセプト
- ② 南口県有地に導入すべき機能 など

東静岡周辺地区「文化力の拠点」の基本構想（案）作成

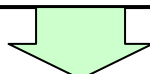


●第3回有識者会議：平成27年3月頃開催

東静岡周辺地区「文化力の拠点」の基本構想(案)の協議

<協議・検討事項>

- ① 東静岡周辺地区「文化力の拠点」の基本構想（案）について



東静岡周辺地区「文化力の拠点」の基本構想策定

東静岡駅周辺地区の整備に関する有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 東静岡駅周辺から名勝日本平、さらには三保松原に広がる地域の「場の力」の最大化を図り、その玄関口となる東静岡地区への「文化力の拠点」の形成に向けた検討を行うため、有識者会議を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、東静岡地区への「文化力の拠点」形成のために必要な事項について、協議、検討する。

(組織)

第3条 会議は知事が委嘱した委員をもって構成する。

2 委員の任期は、この要綱の施行の日から平成28年3月31日までとする。

3 会長は、知事が指名する。

4 会長は、会議を代表して会務を総括する。

(会議)

第4条 会議は会長が招集する。

2 会議は公開とし、その傍聴に関して必要な事項は別に定める。

3 会長は、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、静岡県企画広報部政策企画局企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月29日から施行する。